



# ŌMIYA NEWS



No.10 2021年8月2日 JR東労組大宮地本

申18号「JR東労組への支配介入・組合員への差別とハラスメント行為を是正し、安全で安心して働くことが出来る職場を求める」申し入れ **その18**

大宮地区駅長・浦和地区駅長・宇都宮運転所副所長の行った行為は、不当労働行為と捉えかねない事象であり、

**社会的責任が問われる事象**  
であることを一致する！

[7月30日]

8. この間、団体交渉において不当労働行為と捉えかねない事象やパワーハラスメントに対して議論を行い、現場指導を行ってきたにもかかわらず、このような団体交渉を行わなくてはならない状況である。なぜこのようなことが繰り返されるのか、会社として原因究明を行い明らかにすること。また全管理者に対して、交渉経過を伝え不適切な行為を是正すると共に、今後このような事象が発生した場合は、関係者に対し厳正に対処すること。

【交渉内容要旨】

組合) **大宮地区駅長、浦和地区駅長・宇都宮運転所副所長、それぞれの行為が不当労働行為と捉えかねない事象と認識できるか？**

会社) **それぞれの行為が、第三者が見れば不当労働行為と捉えられる事象である。**

組合) 「管理者の皆さんへ」にあるように、社会的責任が問われる事象であるという認識があるのか？

会社) 認識は一致する。

**人事課・営業部・運輸部共に認識を一致させる!**

**不当労働行為を二度と発生させないために、以下の内容を確認する!**

- ◆この間、地本・支社間で不当労働行為について、再三注意喚起を行っているにもかかわらず、繰り返し発生させていることを「重く受け止める」ことを指導していく。
- ◆大宮地区駅長、浦和地区駅長、宇都宮運転所副所長のそれぞれの行為を具体的に明らかにして、これらの行為が不当労働行為になることを指導する。
- ◆管理者が主観を述べて、不当労働行為と捉えかねない事象を発生させないように指導する。
- ◆「正当な組合活動に参加した社員」、「組合に加入した社員」に対して、聞き取りは絶対に行わないように指導していく。
- ◆「管理者の皆さんへ」に記されている通り、今後発生させた場合については、「社会的責任を問わざるを得ない」と指導していく。
- ◆現場から「おかしいと思ったこと」を報告することは重要なことであると確認する。

**交渉で確認したことを職場で議論し、不当労働行為とあらゆるハラスメント行為を許さないたたかいを職場から創り出そう!**